

農林水第219号
監第849号
令和2年（2020年）2月28日

各発注機関の長 様

農林水産部長
土木部長

新型コロナウイルスの感染症の感染拡大に向けた工事等の一時中止措置等について

このことについて、県（農林水産部及び土木部）が発注した建設工事、測量、設計等（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応については、令和2年（2020年）2月27日付け農林水第215号・監第831号において、適切な対応をお願いしたところですが、今般、同感染症の感染拡大防止に向けた対応として、令和2年2月27日付けで国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、本県においても既契約の工事等に係る一時中止措置等に関し、下記のとおり取り扱いますので、遺漏なく措置されるようお願いいたします。

なお、通年の維持管理業務委託等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、この限りではありません。

記

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注機関の監督員は、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、至急、受注者に対して工事（又は業務）の一時中止や工期（又は履行期間）の延長意向の確認を行う。

そのうえで、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、約款に基づき、工事（又は業務）の一時中止や設計図書等の変更を行うとともに、その旨を所管課（農林水産部にあっては農林水産政策課、土木部にあっては監理課）に報告する。

また、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、約款の規定に基づき、必要に応じて請負代金額（又は業務委託料）の変更や工期（又は履行期間）の延長を行うなど、適切に対応する。

なお、一時中止の期間は、本通知日から令和2年（2020年）3月15日までの期間とする。

2 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

令和2年（2020年）2月27日付け農林水第215号・監第831号通知に基づいて取り扱うものとし、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

3 一時中止措置等に伴う繰越等の措置

1又は2の一時中止に伴い、工期（又は履行期間）が年度を超える可能性がある場合には、繰越等の手続をとる。